# 令和元年度 大東市教育委員会 2月 臨 時 会 会 議 録

- 1. 開催年月日 令和2年2月28日(金) 午前10時30分~午後2時00分
- 開催場所 大東市教育委員会会議室
- 3. 出席者(5名)

教育長
 教育委員(職務代理者)
 教育委員
 教育委員
 教育委員
 教育委員
 本知 忠雄
 教育委員
 一教育委員

#### 4. 出席説明員(14名)

• 学校教育部長 澤田 芳彦 • 学校教育部指導監 岡本 功 • 生涯学習部長兼総括次長 南田 隆司 • 学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 北田 吉彦 • 学校教育部教育政策室課長 藤原 成典 • 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也 渡邊 良 学校教育部教育政策室課長 • 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟 学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直 • 学校教育部学校管理課長 清水 鉄也 生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎 ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則 • 学校教育部教育策室上席主查 小田 恭裕

#### 5. 傍聴者 0名

#### 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第4号 大東市教育委員会教育長に係る人事案件について
- 日 程 第 3 教委報告第1号 新型コロナウイルス感染症に係る全校園臨時休業措置に ついて
- 日 程 第 4 教委議案第5号 新型コロナウイルス感染症に関する大東市立青少年教育 センターの対応について
- 日程第5一般業務報告

#### 7. 議案書

教委議案第4号

大東市教育委員会教育長に係る人事案件について

大東市教育委員会教育長から辞職願が提出されたため、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第10条の規定に基づき、教育 委員会の同意を求める。

- 1 氏 名 亀 岡 治 義
- 2 辞職年月日 令和2年3月31日

令和2年2月28日提出

大東市教育委員会 教育長 亀 岡 治 義

理 由

令和2年2月26日付で、令和2年3月31日をもって教育長の職を辞したい旨の申 出があったので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、 教育委員会の同意を求めるものである。

※人事案件につき非公開

## 教委報告第1号

新型コロナウイルス感染症に係る全校園臨時休業措置について

新型コロナウイルス感染症に係る全校園における臨時休業措置について、報告する。

令和2年2月28日提出

大東市教育委員会 教育長 亀 岡 治 義

理 由

令和2年2月27日付けで大阪府教育委員会より示された要請等を踏まえ、 令和2年3月2日より市内全校園臨時休業措置とすることについて、報告する 必要があるため。

大東教委教指人第1252号令和2年2月28日

大東市立幼・小・中学校(園)長様

大東市教育委員会 教育 長

新型コロナウイルス感染症に係る全校園臨時休業措置について (通知)

標記について、2月27日、大阪府教育委員会より要請がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の状況や全国的な対応をふまえ、本市としても同様の対応としますので、下記について教職員並びに園児・児童・生徒、保護者へ周知のうえ、適切に対応願います。

新型コロナウイルスの対応については、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省及び大阪府教育庁より、必要に応じて最新の情報や追加的な留意事項の提供あるいは再度の要請等の可能性もあり、対応を変更することもあります。

併せて、引き続き、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見が生じる等の人権 上の問題が生起しないよう、臨時休業中においても配慮願います。

記

- 2. 対 象 市内全校園園児・児童・生徒
  - ・ただし、中学3年生生徒の内、11日(水)に大阪府公立高等 学校一般入学者選抜学力検査を受検する生徒に対し、前日まで に事前登校日を1日設けることを可とする。
  - ・中学校部活動は期間中、中止とする。
- 3. 留意事項
  - (1) 臨時休業中の家庭での過ごし方について
    - ○上記期間の園児・児童・生徒の動静は各家庭の事情によるところであるが、可能 な範囲で外出を控えるよう指導すること。
  - ○例えば、長期休業中に活用している「健康観察カード」を活用するなど、園児・

児童・生徒が健康管理を意識できるよう指導すること。

- ○家庭での学習については、例えば、各校「家庭学習の手引き」や学校配付の課題、 あるいは市作成の「ステップアップ学習プリント」等を活用するなど、自学自習 を行うよう指導すること。
- ※感染及び濃厚接触が確認された場合は、学校園へ報告するよう指導すること。

### (2) 臨時休業中の学校園行事等について

- ○<u>卒業(園)式は</u>、実施する。時間短縮に向けて工夫するとともに、卒業生・卒業 生保護者・教職員のみで行うこととし、最小限の規模で実施すること。卒業生に ついては、必要に応じて、卒業式前日を登校日とすることを可とする。
- ○修了式は、実施する。(3月24日予定)
- ○<u>入学(園)式は</u>、実施する。時間短縮に向けて工夫するとともに、新入生・新入生保護者・教職員のみで行うこととし、最小限の規模で実施すること。
- ※臨時休業期間中において、本市で感染者が出た場合等、状況に応じて中止または 延期の可能性もある。
- ※上記の実施に際しては、こまめな換気や可能な範囲でアルコール消毒液を設置する等、感染予防の措置を講じること。
- ※風邪の症状や発熱がある場合、あるいは強いだるさや息苦しさがある場合は、無理に登校(園)しないよう指導すること。

#### (3) 教職員の勤務について

- ○現在、勤務条件等において変更はないため、通常勤務による対応とする。
- ○校園長及び主任・教頭は、教職員の健康管理を徹底すること。また、教職員に発 熱・倦怠感・呼吸困難等の症状がある場合は、校園長へ報告するとともに自宅待 機とすること。
- ○会議及び研修については、状況に応じて中止あるいは延期となる場合がある。その場合は、あらためて通知等行う。

#### 4. その他

臨時休業中の各種対応については、今後の情報等をふまえ、随時、通知する。その際は、各校のホームページや一斉連絡メール、あるいは個別に電話を活用する等により家庭へ連絡すること。感染拡大を考慮し、家庭訪問は極力控えること。

#### 教委議案第5号

新型コロナウイルス感染症に関する大東市立青少年教育センターの対応 について

新型コロナウイルス感染症に関する青少年教育センターの対応について、教育 委員会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

大東市教育委員会 教育長 亀 岡 治 義

理由

新型コロナウイルス感染症に係る本市全校園臨時休業措置に連動し、青少年教育センターにおいても同様の対応を行う必要があるため。

# 8. 一般業務報告

#### 9. 会議録

亀岡教育長

澤田部長 亀岡教育長 ただ今から2月の教育委員会臨時会を開催いたします。

それでは、本日の出席状況について報告をよろしくお願いします。

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によろしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第4号「大東市教育委員会教育長に係る人事案件について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項ただし書き及び同条第7項ただし書きの規定により非公開とし、教育長である私本人も同席したいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

#### 【挙手全員】

それでは、本議案は非公開とし、別室にて審議することといたします。

【別室にて審議】

【会議室へ移動】

田中委員

先程、非公開として別室にて審議いたしました日程第2 教委議案第4号 「大東市教育委員会教育長に係る人事案件について」につきまして、同意す ることといたしましたので、報告させていただきます。

【教育長別室より入室】

亀岡教育長

それでは議事に戻ります。

日程第3 教委報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る全校園臨時 休業措置について」の報告をお願いします。

岡本指導監

日程第3 教委報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る全校園臨時 休業措置について」につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、国・府からの要請がございまして、本市幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒の安全・安心の確保のため、全校園臨時休業措置を取るというものでございます。先程、午前10時より臨時の校園長会を開催いたしまして、方向性、そして様々な指示を致しました。当初の予定では、本日16時30分に校園長会を開催し、例えば、校外学習の実施であったり、保護者や地域の方々が来校される行事の実施、卒業式の内容等を中心に、方針・指示をする予定でございました。そんな中、昨日16時30分頃に大阪市が2月29日から約2週間の間、全ての幼稚園、小・中・高校を協時休業するという報道がございまして、その2時間後に政府の方からを臨時休業するという報道がございまして、その2時間後に政府の方からよう事情がございました。そのことを踏まえましての本市における全校園臨時休業措置でございます。お手元の資料で、まず臨時休業期間でございますが、令和2年3月2日から3月24日までとしております。この期間につきまし

て、今後、終了日については変更の可能性がございます。と言いますのは、 大阪府の方から昨日の21時過ぎにメールにて2点の要請がございました。 1点目は、3月2日より小・中学校全校を休業とすること、そして2点目 |は、卒業式と公立高校の入試のスケジュールは変更せずという内容でござい |ました。さらに昨日の23時過ぎのメールでは、休校措置期間については、 本日28日中に示す、幼稚園を含むか含まないかについても28日中に示 す、という内容でございました。これを踏まえ、3月2日から臨時休業が開 |始されますので、保護者や子どもたちへ連絡する必要があることから、本日 の午前中に校園長会を開催したところでございます。その中で、3月24日 ということで一定のお示しを致しましたが、先程も申し上げましたとおり、 終了日については変更の可能性があるということでございます。対象につき ましては、市内全校園の園児、児童、生徒でございます。ただし、中学3年 生は受験を控えておりますので、入試までに事前登校日を1日確保しており ます。中学校の部活動については、期間中は中止といたします。留意事項に つきましては、臨時休業中の家庭での過ごし方、当然のことながら不要不急 |の外出を控える、またご家庭での十分な健康観察をお願いしているところで す。続きまして家庭学習につきましては、学校の方からそれぞれ用意してい るところですけれども、市教委から出しております「家庭学習の手引」であ ったり、「ステップアップ学習プリント」これらを活用して自学自習を行う よう指導しております。なお、期間中に感染及び濃厚接触が確認された場合 には学校へすぐに報告するよう指導しております。臨時休業中の学校園行事 等につきまして、卒業式、卒園式においては当初の日程どおりに実施いたし |ます。ただし、このような状況を踏まえ、時間短縮と規模の縮小ということ で、卒業生、卒業生保護者、教職員のみで行うことといたします。また、修 了式につきましては、当初の予定どおりに3月24日に実施予定でございま す。入学式でございますが、3月24日までの休業期間ということですと、 特に問題なく開催されるものであると考えておりますが、万が一、この期間 が長引いた場合には卒業式と同様の対応で行いたいと考えております。ただ し、この期間において、様々な状況の変化もあろうかと思います。例えば、 本市において感染者の確認があった場合等には、状況に応じて中止又は延期 の可能性もございます。教職員の勤務につきましては、通常勤務ということ でございます。最後にその他でございますが、様々な状況変化がございます ので、追加の情報提供として市教委から学校へ、又は学校から子どもたちや 保護者へということがございますので、基本はホームページ、一斉連絡メー ル、又は電話を活用するということにしております。集会を開いたり、又は 家庭訪問は極力避けるということで指示をしているところでございます。急 |な状況となりましたので、まだまだ市教委といたしましても、十分な情報を 国や府から聞けていないところでございますが、一定、これを学校へ共有い たしまして、先程指示を徹底したところでございます。説明は以上でござい ます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお 願いします。 水野委員

ご説明ありがとうございます。

休業措置の件に関しましては、市長か教育長のどちらが決定するものなのでしょうか。

岡本指導監

文部科学省からの通知にもございまして、今回のケースでは都道府県知事から市長へ要請がございました。併せまして、学校保健安全法におきまして、学校の設置者が感染予防の観点から休校措置を取ることもできますので、2つ合わせたかたちで市長のご判断となります。

水野委員

それでは、市長のご判断を踏まえてどのようにしていくかは教育委員会事 務局で検討するというスタンスでよろしいでしょうか。

岡本指導監

事務的な手続きであったり、府からの情報をもとに一定の枠組みをお示しいたしまして、最終的に市長のご判断というかたちでございます。

水野委員

教育委員の議決は何もなく、結果として我々は報告を聞くかたちでしょうか。

亀岡教育長

基本的には、先程、指導監からも説明がございましたとおり学校の設置者が市長となり、学校保健安全法の第20条に「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」という規定があり、判断は設置者である市長によるところです。したがいまして、教育委員会の議決案件とはならず、設置者の判断となりますので、教育委員会には報告させていただくという流れになります。

田中委員

休業期間中は学習が進まないということで、これについてはどのようなお考えがあるのでしょうか。急に決まったものなので、検討はこれからかとは思いますが。

岡本指導監

当然のことながら、授業時数の方がかなり減るということになります。このことにつきましては、全国同じような状況で、文部科学省の方も結果的に標準時数を下回ることがあってもそれは違法ではないという見解を示しておりますが、実際の学習面の定着、学力ということで言いますと、当然のことながら課題は残ると思っております。ですので、家庭学習につきまして、一定の課題等を示しておりますけれども、このあたりは随時連絡を取るかたちで確認したり、さらに追加の課題もあり得るのかなと思います。これについては休校措置が明けた後に、補充的なものをどのように上手く取り入れていくかということを検討していきたいと思います。

水野委員

今のお話の流れで、例えば、通常は24日以降に春休みがあるかと思いますが、その期間に授業を行うことはできないのでしょうか。また、そのような議論はなかったのでしょうか。

岡本指導監

欠けた授業数を必ずしも長期休業期間中に補填しなければならないということではございませんが、本来行うべき授業数の確保につきましては、検討していかなければならないので、実際、今のところではこの臨時休業の期間がどうなるかということが不透明ということもございますので、ある程度の目途が付いた段階で考えていきたいと思っております。

水野委員

私自身も経営者として、現在、会社では不測の事態が起こっており、このような状況ではきちんと登校できるフォローやケア体制を整えるのが理想ですが、現実ではできないものだと思います。そのため、走りながらやってい

くしかないと思いますので、そこのところ、様々な情報を考慮していただい たうえでのご判断があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

南田部長

イベント関係への対策につきまして、既に先週末から実施しているところであり、各施設と放課後児童クラブについては、これから対策していこうということでございます。また、放課後児童クラブの取扱いについては厚生労働省からの通知で、「放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染予防に留意した上で、原則として開所していただくまのお願いしたい。」というようなものが来ておりますので、開所の方向で指定管理者と調整を行っておりまして、こちらの要請に答えていただけるようなかたちになろうかと考えております。実際のやり方につきましては、長期休業中は8時30分から18時の予定で実施していこうということでございます。また、こちらは担当ではございませんが、保育所につきましても、厚生労働省から放課後児童クラブと同様に開所をお願いしたい旨の通知が来ております。

水野委員

保護者の方々から様々な質問があるかと思います。例えば、塾等の習い事に行かせていいのか、夕方の時間まではなるべく家に居ないといけないのか、また、友達の家に4、5人が集まっておいて、その家庭の保護者は仕事に行っていいのか等、このようなQ&Aは市教委で作成する予定でしょうか。それとも各学校の判断となるのでしょうか。

岡本指導監

ご指摘いただきました件につきまして、それぞれのご家庭にご事情があるかと思いますので、一定の基準で学校からの線引きは困難であると考えておりますが、全般的な部分での留意点であったり、こういうことが望ましいという方向性は示していければと思います。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので報告は以上とし、次に、日程第4 教委議案第5号「新型コロナウイルス感染症に関する大東市立青少年教育センターの対応について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第4 教委議案第5号「新型コロナウイルス感染症に関する大東市立 青少年教育センターの対応について」につきまして、ご説明させていただき ます。

先程、日程第3 教委報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る全校 園臨時休業措置について」におきまして、報告させていただいたところでご ざいますが、本市青少年教育センターにつきましても学校園と同様に、利用 者の大半が市内の小・中学生でございます。これらの状況によりまして、両 施設につきましては、学校と同様の対応を執るべきか否かについて、皆様に ご議決を賜りたいと思います。事務局といたしましては、新型コロナウイル スの感染症拡大の予防に鑑みまして、学校と同様の対応を執らせていただき たいと考えているところでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお 願いします。 水野委員

その他の教育委員会に関連する施設である適応指導教室ボイスであったり は同じ流れになるのかなと思われますが、今回はあくまで青少年教育センタ −のみが対象でしょうか。

藤原課長

青少年教育センターにつきましては、設置条例上、公共施設としての位置 付けがございます。教育委員会が事業として運営している施設である適応指 導教室ボイス等とは異なり、法令的に拘束力を伴う施設となっており、さら に青少年教育センター条例の第五条に休館日の規定がございまして、こちら で教育委員会で必要があると認めるときは、臨時に休館できる旨がございま すので、この規定に基づいて、この度ご議決を賜りたいと考えております。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めま す。

#### 【举手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

亀岡教育長

委員の皆様から何かございますか。

田中委員

会議開催前に、「本市中学校転落事故の和解の経緯、及び公共施設等の整 備に関する特別委員会 決議」に目を通させていただきましたが、少し皆様 に報告したいことや質疑がございますので、お時間いただけますでしょう か。

澤田部長

ご意見いただきましたとおり、地方自治法第百条に基づく特別委員会から 決議が届いております。そちらにつきましては、一般業務報告というかたち で報告させていただき、各委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております が、いかがでしょうか。

**亀岡教育長** 

事務局から、一般業務報告というかたちで報告をいただきたいと思いま |す。委員の皆様いかがでしょうか。

#### 【同意全員】

亀岡教育長

それでは、「本市中学校転落事故の和解の経緯、及び公共施設等の整備に 関する特別委員会 決議」について、事務局から報告をお願いいたします。

澤田部長

お手元の資料をご覧ください。この決議につきましては、本年2月20日 付で議長から市長宛てに送付され、教育委員会へ届いたものでございます。 |地方自治法第百条に基づきますこの特別委員会につきましては、今回決議さ れ、主に5点の指摘をされているところでございます。

- ・1点目は、「透明性を確保した示談和解賠償金支払いとするべきであっ た」というもので、示談につきましては、透明性を確保して、説明責任を 果たす必要があったのではないかと。また、今後スクールロイヤー等を配 置して、コンプライアンスに適った行政対応処理が出来るよう努められた いということでございます。
- 2点目は、「事実行為、意思決定過程経過の公文書作成義務違反を犯して いる」というもので、意思決定過程経過を公文書として、記録、保存され ていないと指摘されています。
- 3点目は、「議会、市民への説明責任が十分に果たされておらず議会軽視

である」というもので、議会の報告については、事故発生時に一度報告がなされただけであって、令和元年7月の和解の議案上程までの1年間は一切されていないということであります。また、委員の皆様にご審議いただきました音声データの提出を拒むなど、真相究明への協力姿勢がみられないといったあたりを指摘されております。

- ・4点目は、「施設の改修だけでなく現場の教職員の管理監督指導も徹底するべき」というもので、過失責任は全て施設の不備へと転換されていると。現場の教職員の管理、監督、指導責任を明確にすべきであると。あるいは、公共施設の安全点検を行い、早急な安全点検を施すよう指摘されております。
- ・5点目は、「教育委員会の最高責任者として教育長への責任追及」という もので、教育長に自らの意思で辞職されることを要求され、またこれに応 じない場合は罷免要求をする。という、以上5点が決議としてなされたも のでございます。

亀岡教育長

それでは、この件に関しましてご意見、ご質問があればお願いいたします。<br/>
す。

水野委員

ご説明ありがとうございます。

百条委員会の決議でこういうものが出ましたけれども、これは我々教育委員も今まで議論してきたところもございますし、私自身は音声データを聞かせていただき、百条委員会も傍聴させていただいたうえで、これを見たときに承服しかねる文言が多く出ているなと感じました。これに対して、声明を新たに出すという機会はないのでしょうか。これは事実として残るものなのでしょうか。

澤田部長

これにつきましては、特別委員会で決議されたものでございまして、本会議の方でも最終日の3月11日に報告されると聞いております。これについて、決議に対しまして、教育委員会として何か意見を申し上げる機会は制度上ないと考えております。

水野委員

制度上ないのであれば、まさにこの場で私が話しているものも含めて、しっかりと一般業務報告というかたちで残してもらいたいのですが、私の私見として、1つ目の「透明性を確保した示談和解賠償金支払いとするべきであった。」という項目の3行目において、「事故発生の経緯及び遺族への対応は、当初より第三者機関弁護士などを介し、法に則った手続きを取り、裁判機関による判決に基づいた賠償額、事故責任の所在を明確にした上で遺族に対する謝罪と和解を行うべきであった。」とありますが、私は百条委員会を傍聴していて、証人喚問で弁護士さんの発言を聞いていましたが、このようには言ってなかったという認識です。ですので、百条委員会の議事録を再度議員の方に見ていただき、本当にこういった内容だったかの確認をしていただきたいです。むしろ、弁護士さんが言っていたのは、法に則った手続きを行ってきたものであるというお話であったと認識しています。2つ目の「事実行為、意思決定過程経過の公文書作成義務違反を犯している」ですが、一番下の文書で、「被害者生徒、遺族の個人情報と心情に十分配慮した上での透明性を確保」ということで、まさにおっしゃるとおりだなと思いますが、

そう書いているにも関わらず、次のページの3つ目の説明責任のところで、 下から五行目、「地方自治法の守秘義務を盾に、本委員会への音声データ提 出を拒むなど真相究明への協力姿勢もみられない。」ということで、我々は そもそも被害者生徒、遺族の個人情報と心情に十分配慮したうえで、これを 出さないと議決したわけです。それにも関わらず、こちらの項目では守秘義 務を盾にと書いており、矛盾していて、言っていることが良く分からないで す。4つ目は、「施設の改修だけでなく現場の教職員の管理監督指導も徹底 すべき」とありますが、このような話は百条委員会では一切なかったにも関 わらず、なぜ百条委員会の決議でこの内容が降って湧いてきたのか理解でき ません。5つ目の「教育委員会の最高責任者として教育長への責任追及」の ところですが、4行目、「亀岡教育長に於いては岡本指導監が「全て亀岡教 育長の指示であった」との証言」とあり、これについても、もう一度議事録 を見てみないと、事実誤認のまま決議が出るのはおかしいと思います。私の 記憶では、とある事象に関して、岡本指導監に対して誰かからの指示があっ たかについての質問がされ、「当然に立場上、亀岡教育長の指示がないと私 はできない。」とのニュアンスで発言されていたと思いますが、決議の内容 は残りますので、これでは全てを岡本指導監が亀岡教育長の責任にしたとい うニュアンスで残してしまうので、これも精査された方が良いと思います。 もちろん、これは私の、教育委員としての一意見ですので、これがどうこう ということではないかもしれませんが、このまま歴史にこれが残ってしまう のは、個人的には耐え難いです。今後の教育行政のことを考えても、職員さ んのモチベーションも含めて、こういった声があったことを何か記録には残 しておいた方が良いのかなと思います。

田中委員

決議を読ませていただいたんですけれども、これまでに教育委員会で色々 な方からご説明を受けて、私といたしましてはしっかりと納得できておりま した。それにも関わらず、この特別委員会において、色々な疑問が出てきた ということ自体が不思議に感じました。それは納得できているからだと思い ますが、決議内容はどれも言葉が厳しいなと感じました。特に1つ目の真ん 中あたりの、「当初より第三者機関弁護士などを介し、」というところで、最 初から争う構えで教育委員会に闘えと言っているニュアンスに聞こえてなり ません。一般の常識で考えても、最初から裁判をすることはなく、まずは話 し合い、和解に至らなかった場合には裁判になるという流れですが、この文 面では最初から裁判をしてしまった方が良いと受け取れるので、この部分は かなりの見解の違いがあります。また、スクールロイヤーというのはつい最 近出てきた言葉ですが、証言に立った弁護士さんがスクールロイヤーでなけ れば、内容に長けてないというか、問題があるという含みもあると感じま す。教育委員会の方々から、弁護士さんのお話をお聞きしましたけれども、 やはり保険に関してプロフェッショナルですし、「民事裁判においてはこの ような流れである。」という裁判の中での常識を教えていただきましたの で、こういう流れのお話を実際に聞かれたうえで、ご理解されなかったとい うのは本当に寂しい話だと思いました。それと3つ目の音声データのところ で、議会の方では何か質問があったようですが、私の方は、議会の方のお話

の後にデータがあったという認識があります。ということは、データが漏れてたということ自体に、すごく議会のどなたかに対して不信感を持たざるを得ません。どうしてそういう事になってしまったのかなと。どうして、そういうところで教育委員会の了承なしに、それを含めた発言があったとしたら、それは本当に残念な話だと思います。次に4つ目の、教職員の管理監督指導ということですけれども、先生方は大変忙しいです。実際に事故に遭われたのは休み時間です。これは逆手に取れば、休み時間もずっと教室に居て、子どもたちの様子を見ていなさいという指示にもなりかねません。先生方はこの休み時間の間に、色々な教材研究や生徒の対応をしています。そういうところもご理解いただいたうえでのこの発言なのかなという疑問を持ちました。そこは本当にこの決議に対しての疑問です。

亀岡教育長 太田委員

他にございますか。

私も一委員として決議文を読ませていただきました。既に出ている他の委員の方々の意見と重複する部分は割愛いたしますが、音声データの未提出の件において、「真相究明への協力姿勢もみられない」という内容ですが、私たちは百条委員会の重みを十分に認識していながら議論に入りましたし、議論に議論を重ねたうえで未提出という結論に至りましたので、この内容には誤解があると思いました。

亀岡教育長 田中委員 他にございますか。

百条委員会の決議や議員の方々のご意見はお聞きしましたが、私たちの意見は議事録にしか残らず、実際にお話しする機会はないと思いますので、このような意見があったという事だけはしっかり伝えていただけますでしょうか。怒りを持っているということはお伝えいただければと思います。

亀岡教育長

様々なご意見をいただきましたが、委員の皆様のご意見としていただきたいと思います。

以上をもちまして、2月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年3月25日

亀岡教育長

太田委員